

資 料

フランスの労働組合同規約に関する資料集 (3)

大和田 敢 太

<目次>

第 I 部 六大労働組合中央組織の規約

1. 基本理念・目的・構成 (以上第28号)
2. 加盟・脱退 (以上第31号)
3. 組織原理・内部組織 (以上本号)
4. 団結活動
5. 組合費・財政
6. 内部紛争処理・統制
7. 規約修正・解散

本号に所収する「3. <組織原理・内部組織>」においては、各労働組合中央組織の規約・内部運営規則のうち、組織原理・組織運営・組合機関・内部組織に関わるものを、以下の項目毎に分類・配置する。組織原理・組織運営に関しては、見出しの記述を省略した。

- ・組織原理・組織運営
- ・大会
- ・組合機関 (審議機関・執行機関)
- ・全国連盟
- ・地理的組織 (県連合・地域連合・地方機関)
- ・階層別組織 (管理職員・退職者)

3. <組織原理・内部組織>

① CGT

・大会

第5条

大会は、CGTの最高機関である。大会は、総同盟の活動方針を民主的に採択する。各労働組合は、組合民主主義によって、賃労働者の利益および組合組織の運営に関するあらゆる問題について、その見解を自由に表明することが保障される。

第6条

総同盟は、3年毎に、加盟労働組合の全国大会を開催する。

CGTにたいする義務をはたしている労働組合、すなわち連盟および県連合に加盟する労働組合が、大会に参加する。

第8条

大会は、労働組合の代表者によって構成される。

連盟は、直接の代表者を有しない労働組合の代表選出を組織する。連盟自身が、関係労働組合を招集し、大会へのその代議権を保障するための措置を決定する。

退職者の職業を越えた地域支部の代議権を保障するための措置がとられる。

大会に代議員を派遣する各組織は、大会の前年度中に納入された組合費を基礎に、以下の基準で算定された投票数の権利を有する。

- ・就業者：月単位組合費10人分にたいして1票
- ・退職者：3ヵ月単位組合費12人分にたいして1票

・総同盟全国委員会（CCN）

第9条

CGTの大会と大会の間の期間中には、総同盟全国委員会が、大会の諸決定の実行に必要ないっさいの措置および情勢の変化により必要とされる措置をとる権限を有する。

全国委員会は、連盟および県連合の書記長から構成される。地方委員会の書記、技術者・管理職員・技師総連合、退職者連合および独自の規約を有する連盟の連合体の代表は、評議権をもって、全国委員会に出席することができる。

全国委員会は、定例的に年に2度、開催される。

加盟組員数は、全国委員会開催の前年度に支払われた組員証紙数にもとづき、組員証紙10枚につき加盟組員1名の割合で、算定される。

・執行委員会（CE）

第10条

執行委員会は、大会により選出される。

執行委員会は、全国委員会の監督のもとに、全国委員会の会議と会議の間の期間、事務局とともに、CGTの指導と運営を担当する。

執行委員会は、少なくとも毎月1度、開催される。

・総同盟事務局

第11条

全国委員会は、執行委員会内から、執行委員会により推薦される総同盟事務局を選出し、その委員の職務を決定する。

事務局は、その内部で、書記局を任命する。書記局の活動および運営は、その集団責任のもとに置かれる。

第12条

事務局委員は、たとえ無報酬の職務であっても、政治的選挙に立候補することはできない。立候補の場合には、事務局を辞任するものとみなされる。

事務局委員に立候補するものは、連続3年間、組合組織に所属していなければならない。

・全国連盟

第18条

総同盟大会によって定められる規則、大会の諸決議および本規約にしたがって設立される全国連盟だけが、労働総同盟への加盟を認められることができる。

全国連盟は、完全な活動の自由、全面的な自治を享有し、有益と判断されるいっさいの活動を決定する。

全国連盟は、その決定を総同盟指導部に通知することとし、総同盟指導部が、その見解を示し、場合によっては組合運動全体の支持と連帯を組織することができるようにする。

第19条

連盟は、その相互間において、連合体を結成することができる。この連合体は、単なる連絡・調整組織として、あるいは必要な場合には、独自の規約をもって設立される組

織として、運営される。

・**県連合（UD）**

第20条

県連合は、県内のすべての職業の労働組合および全国組合の支部を結集させる。

県連合は、県内において、CGTを代表する機関である。

県連合のその県内における全般的活動に関する決定は、総同盟の方針の枠内で、大会において採択される。県連合は、運営面および財政面での広範な自治を有する。県連合の規約は、CGT規約に反する規定をいっさい含むことはできない。

・**地域連合**

第21条

県連合は、経済活動の中心地に、地域連合を設立する。地域連合には、当該の地域に所在する労働組合および組合支部が加盟する。

地域連合は、その地域における、CGTの活動の中心であって、私企業、公営企業、国営企業各部門の中小、大企業の労働組合や組合支部がその共通する目的を明確にし、その運動を相互に支援し、職業別および全体の運動を効率的なものとするができる。

地域連合の規約上の機関によって定められる額の組合費の定例的な支払は、義務である。

・**地方委員会**

第22条

各地方の県連合は、その相互間で、地方委員会を結成する。

県連合は、各地方の状況に応じて、その構成を決定する。いずれの場合にも、県連合の書記長あるいは県連合から正規に委任された代表者が、地方委員会に所属する。

地方委員会は、地方的な利益の問題に関して、県連合の活動を調整し、促進すること、およびそのために有益な決定を行うことをその役割とする。

・**総同盟退職者連合（UCR）**

第25条

退職した賃労働者は、CGTにおいて、一の組織体を有する。それは、その経済的・社会的地位、その特殊な地位に対応し、同時に、職業分野ごとの結集によって、企業、労働組合の次元での、就業中の労働者との緊密な関係という要請にも応えるものである。

この緊密な関係は、当然、連盟および県連合の次元で、保障される。

退職者の間での総同盟の活動は、総同盟退職者連合によって、決定され、実行される。

・技術者・管理職員・技師総連合（UGICT）

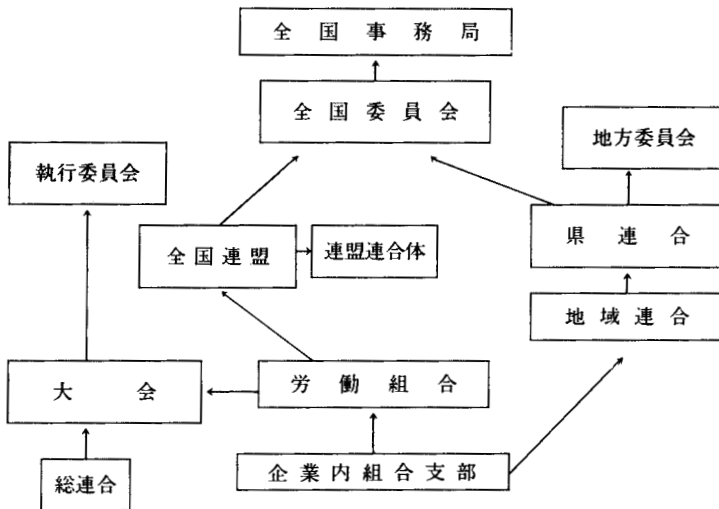
第25条

技術者・管理職員・技師は、その特殊な、職業的、経済的および社会的地位に適応し、かつ、企業あるいは業務、県連合、全国連盟の次元での、労働者階級との緊密な関係という要請に応える組織体を、CGTにおいて有する。

これらの賃労働者の間での総同盟の活動は、技術者・管理職員・技師総連合によって決定され、実行される。

UGICTは、技術者・管理職員・技師の組合員を全国連盟に結集させているCGT加盟労働組合への情報提供、連絡、調整を保障する。

参考図① CGT組織図



出所：cgt historique positions documentation,
Jean-Louis Birien, Le fait syndical en France, p. 86.

② CFDT

第5条

CFDTの内部組織は、以下のものを含む。

- 1) 垂直的あるいは職業的次元では：産業別あるいは業種別の全国連盟
- 2) 水平的あるいは職際的次元では：現行の県連合を含む地方連合および地域連合連盟あるいは職際的連合の活動範囲にかかわっているすべての労働組合は、義務的にその構成員になるとともに、完全な権利を有する。

同盟は、退職労働者の団体との関係を持ち、かつ維持することができる。

第10条 原則および同盟の機関

同盟の運営は、以下の機関によって民主的にそれを遂行する同盟加盟労働組合の権限に属する。

——同盟大会

——全国評議会：連盟および地方連合の代表者の総会

——全国事務局：大会によって選出

——執行委員会：全国事務局によって選出

同盟の規約上の機関の正常な運営は、同盟に加盟する諸組織の機関の正常な運営とともに、組合民主主義にとって不可欠の条件である。

組合民主主義は、実効的であるためには、相互の情報、協議のための努力を必要とするのであって、それは、規約条項の順守だけでなく、全体の努力からもたらされうる。

諸機関は、かかる目的を達成するにふさわしい措置をとらなければならない。

第24条 法的代表

同盟は、その法人格の行使のためには、書記長、副書記長、あるいは任命されている場合に議長によって代表される。

日常運営上の決定は、執行委員会によってなされる。

財産処分の決定は、全国事務局によってなされる。

(内規) 第6条 連盟・地方連合の責任

連盟および地方連合の責任は、その活動範囲内で果たされる。

したがって、ある連盟によって行われる活動の他の職業分野への伸張は、その分野に責任を負う連盟との協議および合意の後でなければ、実現されえない。地方連合も、同

様の扱いを受ける。

・大会

第11条 構成

同盟大会は、同盟に加盟する労働組合によって正規に任命された代議員の会議である。
各労働組合は、組員25名毎に1票の権利を有する。

第13条 大会の開催

通常大会は、3年毎に開催される。

大会の採決は、以下の事項を除いて、有効投票数の過半数によって決せられる。

——名称、規約前文および第1条の変更

——解散手続

(内規)第13条 委任状

どの代議員も、5通以上の委任状を保持できない。

(内規)第16条 動議および決議

大会での討論にふされる修正案の提出労働組合による撤回の場合には、その労働組合は、撤回理由を演壇で説明しなければならない。その際、他の労働組合は、原提案労働組合によって撤回された修正案を自らのために維持することができる。

・全国評議会

第15条 構成

全国評議会は、以下の者から構成される。

——連盟および地方連合によって任命される代表者：退職者連合・管理職員連合・公務員連盟については、評議権を持った代表者

——全国事務局委員

3名以上の代表者を送る地方および連盟の代表団においては、少なくとも、1名の女性代表を含む。

第16条 権限

同盟大会の方針の枠内で、評議会は、同盟にかかわるすべての重要問題を討議する。

評議会は、事務局の活動を監督する。

第17条 審議

評議会での採決は、代表される組織（連盟および地方連合）のそれぞれについて、1000

名の組員毎について1票の割合で、指名点呼により、なされる。

(内規) 第20条

全国評議会委員の職務は、国民議会議員、上院議員の職務と、あるいは政党の全国、地方、県の指導部への所属と兼務されえない。

・ **全国事務局**

第18条

同盟の指導および運営は、本規約ならびに大会および評議会の決定の枠内で、全国事務局によってなされる。

事務局委員は、以下のようにして選出される。

- 連盟によって推薦される候補者名簿にもとづく10名の委員
- 地方連合によって推薦される候補者名簿にもとづく10名の委員
- 退任する全国事務局によって推薦される候補者名簿にもとづく10名の委員
- 管理職員連合によって推薦される1名の委員

連盟および地方連合として全国事務局に選出される委員においては、連盟あるいは地方連合ごとに1名より多くの代表者は選ばれない。

全国事務局の各委員は、そのものを推薦した組織の情報や見解を討議において紹介することがあっても、同盟の指導者としてみなされ、労働者全体の利益、代表性および行動にそのもの自身が責任を負う。

第19条 選出

全国事務局は、大会によって、選出される。

連盟および地方連合出身の委員において、それぞれ、少なくとも、4名の女性委員の選出を保障するために、委員数は、39名に引き上げられる(第39回大会による決定)。

第20条 権限

全国事務局は、同盟の活動の全般的指導、同盟の内部運営および財政運営、そして対外的代表に責任を負う。

(内規) 第21条 連盟および地方連合からの候補者

事務局委員の候補者は、加盟組織あるいは同盟の指導機構の構成員でなければならない。

(内規) 第22条 事務局によって推薦される候補者

事務局は、最大10名までの候補者を含む、第3選挙区名簿を作成し、大会に提出する。

この候補者は、最大2名を除いて、加盟組織（連盟、地方・県連合）あるいは同盟の指導機構内部で実際の責任の遂行を、少なくとも5年間、行っていなければならない。

上記の2名の例外は、同盟書記、あるいは組合経験からその立候補が全国事務局によって要請される活動家からあてられうる。

（内規）第27条 予見されない問題

規約あるいは内部運営規則に定められていない種々の選挙から原因する事態はすべて、全国事務局によって検討され、解決される。

（内規）第28条 会議議事録

事務局の議事録は、討議された問題の分析、討論のなかで明らかにされた主要な傾向および相違点を含み、明瞭に起草される決定——それを実践する責務を負う者への委任となる——で締め括られる。

・執行委員会

第22条

同盟の日常活動は、事務局によってその内部で選出され、事務局に責任を負う執行委員会により集団的になされる。

執行委員会は、書記長、副書記長、財政部長、および必要に応じて議長を含む。その他の執行委員会の委員は、全国書記の肩書を有するが、書記局の一部の職務あるいは分野、もしくは同盟の一部の業務に責任を負う。

第39回大会終了時に、執行委員会の選出にあたって、ただ1人の女性委員しか選ばれず、執行委員会の性別構成が不十分な場合には、事務局は、本大会で事務局に選出された女性委員の間からの登用を促す措置をとる。

・書記局

（内規）第1条

同盟の諸部門の構成、組織および書記局の役割、業務は、事務局によって決められる。

同盟書記は、執行委員会の提案にもとづき、事務局によって選出される。執行委員会は、書記長によって、あるいは、その固有の責任の枠内で執行委員会の他の委員によって代表される。

・全国連盟**(内規) 第4条**

連盟は、全国的次元で、同一の産業部門、あるいは非工業的業種においては同一の業種分野に属するすべての職種の労働者のすべての労働組合を結集する。

・地理的職際組織**(内規) 第5条 職際的連合****A) 地方連合**

地方の地理的範囲は、関係諸組織と事務局の間での合意によって定められる。合意不一致の場合には、その決定は、事務局の権限に属する。

B) 県連合もしくは職業別分野の連合

各県において、労働組合および全国的労働組合の県支部は、県連合を結成することができる。

県連合は、職際的¹地方連合の中に位置づけられる。

C) 地域連合

県あるいは地方の内部における都市あるいは区域のすべての労働組合、全国組合あるいは地方的労働組合の県支部を結集する地域連合が、結成される。

その設立は、地方職際的組織とその組織方針にもとづく合意の結果なされる。

・技術者・管理職員連合**(内規) 第7条 (A)**

CFDT内の管理職員のすべての連盟団体、労働組合および支部の間での連絡組織が、技術者・管理職員連合(UCC)の名称のもとに設立される。

本連合は、労働組合の連合体の法的形態を有する。本連合は、以下の目的を有する。

- a) 同盟の内外において、技術者および管理職員に特有の利益の、職際的次元での代表権限
- b) 管理職員に関する問題についての研究
- c) 管理職員への組合教育
- d) 管理職員の独自の発言

UCCは、評議権を持って全国評議会に参加し、大会で全国事務局候補者を推薦する。

・女性労働者委員会**(内規) 第7条(B)**

連盟および地方連合の代表によって構成される女性労働者同盟委員会が、設立される。

同委員会は、執行委員会の責任のもとで、女性労働者に関する諸問題について規約上の機関により決められた政策の実施を監視し、同盟組織が婦人の地位をめぐって提起される諸問題をその考え方や実践に採り入れるように援助することを任務とする。

・青年委員会**(内規) 第7条(C)**

連盟および地方連合の代表によって構成される青年同盟委員会が、設立される。専従書記が、事務局との合意のもとに任命される。

同委員会は、CFDTにおける青年の諸活動の間での連絡と調整を行い、適切な手段によって青年の労働組合運動を援助し、青年に関するあらゆる問題について同盟に資料を提供し、その集団的発言を促進することを目的とする。

・移民労働者委員会**(内規) 第7条(D)**

連盟および地方連合の代表ならびに種々の国籍の移民労働者の活動家によって構成される移民労働者委員会が、設立される。専従書記が、事務局との合意のもとに任命される。

同委員会は、移民労働者の労働・生活条件および労働運動や社会への参入に関する諸問題の研究を目的とする。

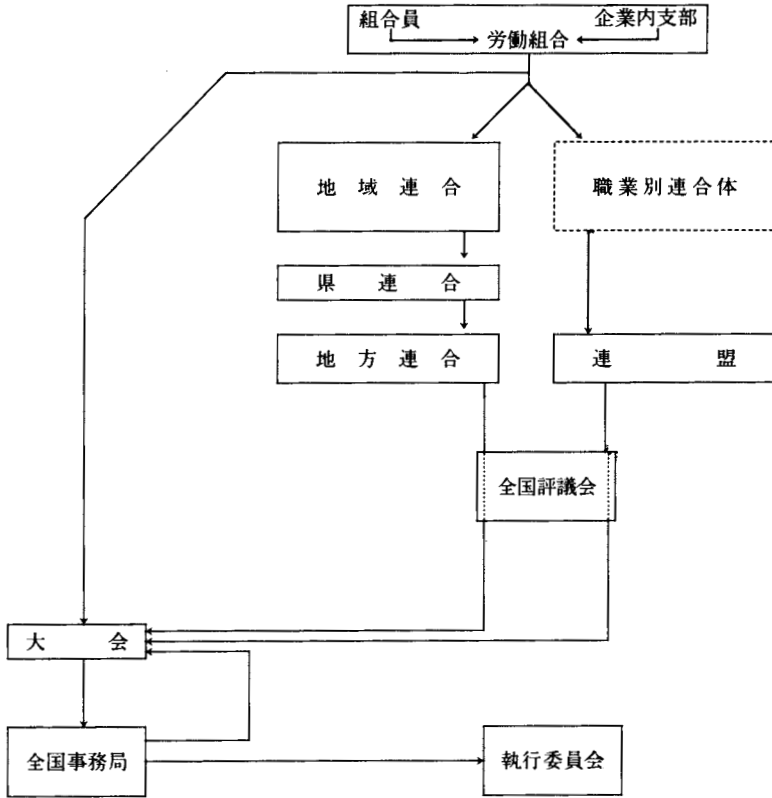
同委員会は、同盟書記局の移民についての活動に従う。

・退職者連合**(内規) 第8条**

退職労働者のすべての組織の間で、CFDTの展望と戦略を活用しながら、退職者連合(UCR)が、結成される。退職者連合は、以下のことに責任を負う。

- CFDTの構成のすべての次元において、退職労働者およびその正当相続人の諸問題を取り上げることを援助すること
- 退職者およびその正当相続人の財産および地位の改善にとって必要な活動を遂行するために、同盟の関連部門および同盟諸組織と連絡をとりながら、退職者を組織すること

参考図② CFDT組織図



出所：Connaitre la CFDT, cfdt-information, p. 24,
Gérard Adam, Le pouvoir syndical, p. 19.

③ FO

第3条

労働総同盟<FO>は、①全国連盟、②県連合、県際連合あるいは海外県連合、から構成される

・大会**第38条**

総同盟は、3年毎に、全国職能大会を開催する。

1年以前から全国連盟および県連合に加盟しているという義務をはたしている組織だけが大会に参加できる。

第42条

大会に参加する各組織は、大会の前年度中に、所属組合員1名につき10口の割合として算出される組合費口数に比例した投票権数を持つ。

投票は、所属組合員によって表明された意向に比例的にしたがって配分される。

第43条

各代表者は、最大10の労働組合だけを代表することができる。代表者は、そのものが所属する連盟あるいは県連合に加盟している労働組合だけを代表することができる。

・総同盟全国委員会 (CCN)**第5条**

労働総同盟<FO>は、総同盟全国委員会によって運営される。全国委員会は、各全国連盟および各連合の1名の代表者から構成される。ただし、公役務・保健職員連盟およびパリ地方連合については、例外とし、2名の代表者によって、全国委員会に代表される。全国委員会は、定例的に半年毎に、開催される。

第6条

全国委員会の委員は、そのものが代表している連盟および連合の書記、あるいは不可能な場合には事務局の委員でなければならない。

全国委員会の委員は、そのものが代表している団体が労働総同盟<FO>に最近加盟したる場合を除いて、少なくとも3年前から、総同盟に加盟していなければならない。

出席委員の四分の一のものが要求する時には、採決は、委任によって行われうる。この場合、県連合と連盟との間の均衡を図るために、連盟に係数が与えられる。

第37条

委員が、正当な理由の申し出もなく、全国委員会の会議に出席を怠るときには、事務局は、関係組織にたいして、その欠席の理由を問い合わせるものとする。

・執行委員会**第7条**

全国委員会は、事務局委員を含む35名の委員から構成される執行委員会を任命する。候補者は、そのものが所属する連盟あるいは連合体によって推薦され、かつ少なくとも3年前より組員でなければならない。

執行委員会は、全国委員会の監督のもとに、その会議と会議の間の期間、事務局とともに、労働総同盟<FO>の管理運営を行う。

執行委員会は、少なくとも月に1度、開催される。

・事務局**第8条**

総同盟事務局は、全国委員会により、任命される。

第9条

賃労働者としての資格(規約第1条)を証明できないものは、事務局の委員になり、総同盟の恒常的職務を与えられたりすることはできない。

事務局委員は、5年間中断することなく、労働組合組織に在籍し、連盟あるいは連合によって推薦されなければならない。

・全国連盟**第20条**

全国連盟は、本規約の枠内で、全面的な運営上の自治を有する。

全国連盟自身が、連盟組合費額を定める。

第21条

連盟は、労働総同盟<FO>の内部で、完全な独立性を有する。連盟は、労働総同盟<FO>の許可を必要とすることなく、有益と判断されるいっさいの産業にかかわる活動を決定することができる。しかし、連盟は、部分的あるいは全般的な運動の組織化に際して、事務局がその見解を示し、また執行委員会とともに組合運動全体の支持と連帯を組織できるようにするために、その方針を連絡する。

・県連合**第22条**

労働総同盟<FO>は、県毎あるいは海外領土毎の労働組合の連合体だけを、その内

部に受け入れる。

この連合体は、その加盟範囲を県あるいは海外領土の境界内に限定し、全国委員会の同意がなければ、その相互間で連合することはできない。

組織人員の極めて少ない県連合は、執行委員会の提案と全国委員会の決定にもとづき、例外的に、近接の連合と併合されることがある。

第23条

県連合にたいしては、全国連盟にたいすると同様に、最大に広範な運営上の自治が与えられる。県連合自身が、連合組合費額を定める。その規約およびその大会の諸決定は、すべての加盟労働組合によって適用されなければならない。それは、総同盟規約に反する規定を含むことはできない。

第25条

県連合は、労働総同盟<FO>の県機構である。

第26条

県連合は、その県内において、総同盟大会の諸決定を実践する任務を負う。

労働総同盟<FO>にたいしては、運営上および情宣上のその役割は、その県の枠内での産業を超えたおよび社会的なすべての全般的な問題や課題を掌握することである。

その役職は、その独自の規約によって定められる。

・地域連合

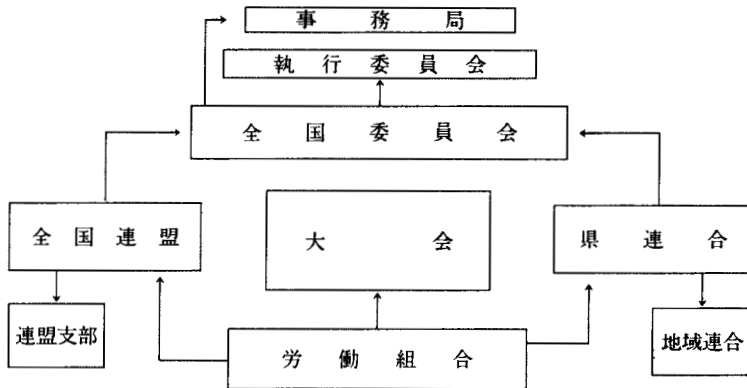
第24条

県連合は、可能な限りの全地域で、地域連合を結成する義務を負う。労働組合の本部が最も隣接の地域連合からあまりにも遠隔でない限り、労働組合および全国組合の地域支部は、義務的に、地域連合に加盟しなければならない。

第28条

県連合は、その地域に特有な問題を調整するために、地域連合を結成する権能を有する。この地域連合は、いかなる場合にも、県連合に代替することはできない。

参考図③ FO組織図



出所：Comment est structurée et administrée Force Ouvrière, p. 31.

④ CFTC

(内規) 第29条

労働組合組織において、県あるいは地域という地理的基礎組織は、県際、地方あるいは全国段階で、組合員を結集させる垂直的組織よりも、原則として、優先されなければならない。

ただし、職業を考慮して、垂直的組織が、最も適切な場合には、県連合および地域連合の活動に参加する基礎組織たる支部の結成が追求されなければならない。

(内規) 第13条 名誉職

名誉称号は、運動にたいする特別な貢献により、同盟の旧指導者にたいして与えられることができる。

・大会

第13条

同盟の最高機関は、大会である。大会は、3年毎に開催される。

大会は、同盟の基礎組織である労働組合の代表者から構成される。

各労働組合は、組合員数25名毎に、1票の投票権を有する。

第17条

県連合、地方連合および全国連盟は、大会に代表を送ることができるが、この代表は、労働組合代表者に与えられる投票権を有しない。

第19条

大会の決定は、出席投票数の過半数によってなされる。ただし、同盟の解散決議、諸原則（第1条）の変更あるいは本項の変更の場合には、満場一致が必要とされる。

（内規）第1条

大会は、責任ある立場の代表者の会議であるが、これら代表者は、労働組合あるいは同盟組織の指導者であることが望まれる。

同盟大会への真正な代表派遣が、労働組合によって、絶対的性格の倫理的義務と考えられなければならない。

（内規）第3条 投票権

労働組合代表は、その所属する労働組合の投票権以外に、100票以上の投票権を保有することはできない。

・全国委員会

第27条

全国委員会は、県連合と連盟の同数の代表者により構成される。

県連合および連盟はそれぞれ、1名の代表者の権利を有する。ただし、県連合との均衡を図るために、組合員数に按分比例して、連盟に議席の追加配分がなされる。

全国委員会は、年に2度開催される。

第29条

投票権は、代表される組織のそれぞれについて、組合費納入組合員1000名につき1票の割合で算定される。

・同盟評議会

第20条

同盟の日常的な指導は、同盟評議会の権限に属する。評議会は、人数的に最も重要な連盟・地方連合により任命される委員（分類A）および大会によって選出される委員（分類B）からなる。

分類Aに属する評議会委員数は、22名であり、うち連盟について11名、地方連合について11名とする。

分類Bに属する評議会委員数も同じく、22名である。

名誉職に就く同盟の指導者のために、補充的な議席が、評議会に設けられうる。

評議会は、大会の諸決定にしたがって同盟を運営するために、大会から、完全な権限を委ねられる。

評議会は、1年に少なくとも5回、通常の会議を開催する。

分類Aとしての資格であれ、分類Bとしての資格であれ、連盟段階、地方・県段階、同盟段階を問わず、指導機構内部の実際の実任ある地位において5年間の在職という要件を満たす候補者だけが評議会に加わることができる。

第21条

分類Bに属する評議会委員の選出のために、全国委員会は、連盟あるいは地方連合によって推薦される立候補届を受理し、大会の投票にふされる名簿掲載順位をつける。

任期満了の同盟議長および書記長は、推薦要件を免除され、その資格から、分類Bの立候補者名簿に掲載される。

(内規) 第8条

評議会の任期満了委員であって、その任期期間中、評議会あるいは全国委員会の会議のうち少なくとも半数に出席しなかった者は、被選挙資格を喪失する。

(内規) 第10条

全国委員会の投票の際、22名の氏名より多いかあるいは少ない氏名を記入している投票用紙はすべて、無効となる。

・同盟事務局

第22条

評議会は、議長・副議長・書記長・財政部長を含む12～16名の委員からなる同盟事務局をその内部で選出する。

第23条

事務局は、評議会から恒常的な権限の委託を受ける。

その権限は、内部運営および対外的代表の分野など、運動の全般的な活動および日常運営において行使される。

事務局は、同盟に加盟する諸組織あるいは同盟の行政部門を構成する諸機構の間で起こるすべての紛争を、仲裁する。

事務局は、ある組織の内部紛争が運動全体に重大な障害をもたらすと判断するときには、評議会の同意の後、その内部紛争を審理することができる。

事務局は、規約および内部運営規則の適用から生じてくる同盟の規律の順守を監視し、適切な制裁の提案を評議会にたいして行う。

同盟への所属、加盟組織の運営や団結を問題とするいかなる制裁も、事務局の同意なくしては、加盟組織によって、他の運動団体にたいして課されることはできない。

(内規) 第14条

正式に証明される理由がある場合を除いて、事務局の会議に連続4回欠席した事務局委員はすべて、事務局を辞任するものとみなされ、評議会がその補充を行う。

・執行委員会

第25条

同盟事務局は、日常の問題の処理のために、そして例外的に緊急の決定をなすために、その委員の中で、かつその責任のもとに、執行委員会を設置することができる。

・同盟書記局

第26条

同盟書記局は、書記長および書記次長から構成される。

(内規) 第22条

書記局は、議長の同意のもとに、事務局、評議会および全国委員会の決定の実行、同盟業務の正常な運営を確保することを任務とする。

・全国連盟

(内規) 第24条

同一の職業に属する、連盟あるいは全国組合間に職業別の連盟が、必ず設立される。

(内規) 第25条 連盟協議会

種々の職業分野間の活動の調整を促進するために、連盟協議会が設立される。この機関は、事務局および評議会にたいしても、諮問的役割を果たす。

同盟議長および書記長、各連盟の議長および書記長が、協議会委員となる。

・県連合**(内規) 第26条**

特定の県に所在するすべての同盟加盟労働組合、労働組合支部および労働組合連合体の間で、必ず県連合が設立される。

県よりも広い活動範囲の労働組合に属する個別の組合員あるいはそのグループは、その労働組合として県連合に加盟する。

連合は、加盟労働組合に共通する職際的、経済的および社会的利益の研究と擁護を目的とする。

県連合は、労働組合および職業連合体の自治を尊重しなければならない。

県連合の規約は、同盟の標準規約を参考に、作成される。県連合は、その結成および規約の届出前に、評議会の承認に服す。

いかなる県連合も、十分な数の組合員が加盟していなければ、確定的に承認されない。

不承認の場合には、その県の労働組合は、評議会によって指示される条件により、一時的に、県際連合に加えられることができる。

県連合の財源は、組合費および財政分担金（県連合の業務を受益する労働組合によって支払われるもの。県連合大会によって決定され、同盟評議会に通知される）である。

県連合は、地域性および職業組織の両面において代表するものとなるように構成される評議会によって、指導される。

(内規) 第30条 海外県・海外領土

県連合の設立に関する準則は、海外県においても、全面的に適用される。

海外領土において設立される労働組合の連合体は、同盟評議会の承認に服する。同盟評議会は、各事例について、同盟とこれらの連合体との間の連絡組織について定める。

・地域連合**(内規) 第27条**

同一地域に所在する労働組合および支部の間で、地域連合が設立される。当該の労働組合や支部はすべてこの地域連合に所属しなければならない。

地区よりも広い活動範囲の労働組合に所属する個別の組合員は、その労働組合として、地域連合に加盟する。

地域連合の規約は、同盟の標準規約を参考に、作成される。

地域連合は、その結成および規約の届出前に、関係県連合の同意の後、評議会の承認に服す。

地域連合の指導は、加盟労働組合および支部の代表から構成される評議会によって行われる。

連合の事務所およびその業務の運営は、県連合の同意の後、事務局によって選出されかつ事務局に責任を負う専従書記によって担当されることができる。

地域連合の財源は、県連合によって受領される組合費の一部の払い戻しおよび財政分担金（地域連合の内部で、共同業務を受益する労働組合によって定められる）である。

地域連合は、加盟労働組合に固有に関連するすべての問題について、労働組合の自治を尊重し、その評議会から与えられる明示的な委任が存する場合にしか、その問題に関してその名前で行動してはならない。

・地方連合

（内規）第28条

地方の範囲内において、同盟加盟組織の間で、地方連合が結成される。地方連合は、経済的、社会的あるいは行政上の地方機構にたいして、関連組織の職次的次元において、代表権能を全面的に有する。

地方連合の活動が、ある職業的あるいは地理的部門を対象とする場合には、その関連する県、地方あるいは全国組織が、決定された活動にたいして、同意を与えていなければならない。

地方連合の規約は、評議会の議席の配分について定める。その際、各県の組合費納入実員数を考慮するが、いかなる場合にも、同一県の代表者が、議席の半数以上を確保することはできない。

地方連合の財源は、同盟によって振り分けられる組合員証紙額にたいする一定割合によって、確保される。同盟によって振り分けられる組合費は、組合員証紙額の地域配分割合の5%を下回ることはいできない。

・女性委員会

（内規）第18条

女性委員会は、女性賃労働者および必要に応じて家族に関連する問題の研究を行い、女性労働に関する問題について、同盟にたいして資料提供することを任務とする。

同盟に加盟する諸組織は、その評議会内への女性活動家の進出を促すために、評議会委員の立候補受付の際に、適切な措置をとらなければならない。

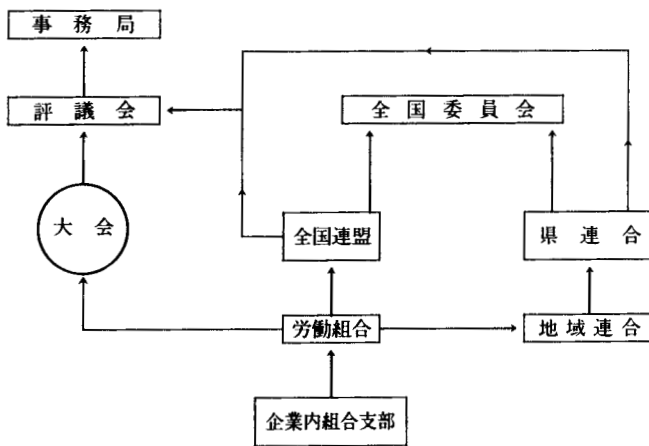
・青年委員会

(内規) 第19条

青年委員会は、青年賃労働者に関連する問題の研究を行い、青年の労働と職業教育に関する問題について、同盟にたいして資料提供することを任務とする。

同盟に加盟する諸組織は、その評議会内への青年活動家の進出を促すために、評議会委員の立候補受付の際に、適切な措置をとらなければならない。

参考図④ CFTC組織図



出所：René Mouriaux, Les syndicats dans la société française, p. 42.

⑤ CGC

第7条

地域、県あるいは地方という地理的次元で、同盟を代表するために、同盟は、職際的連合を設立する。当該の地理的管轄内に所在するすべての加盟団体が所属する。

連合は、労働立法にしたがって、固有の法人格を享有する。その運営は、規約によっ

て規律されるが、その規約は、その必要に応じての修正とともに、同盟の諸機関の事前の同意に服し、標準規約に合致していなければならない。

連合は、本国以外の海外領土・県においても、適用される立法を考慮しつつ、本国の連合と同一条件で、結成されうる。

地方および県連合の財政運営、その地理的管轄の画定、その相互間の関係は、同盟機関の管轄に属する。地域連合の財政運営は、その創設および運営の監査とともに、県連合の管轄に属する。

同盟の名により連合によって受領される同盟補助金および資金の利用の監査は、連合の財政委員会の見解を得たのち、全国事務局の権限に属する。

第9条

加盟団体であれ、構成団体であれ、諸団体は、同盟とは別個の法人格を享有する。ただし、構成団体に関しては、その財政上の責任は、同盟の監査のもとに、遂行される。

第11条

同盟の教義の枠内において、同盟に加盟する連盟および組合は、その職業上の範囲内で、その所属する組合員の物質的および精神的利益の研究および擁護を目的とする。

これらの団体は、特に、その業種分野に関連する協約および協定を交渉し、締結しなければならない。

特定の業種分野について、種々の職種の賃労働者の連盟および組合が同盟に加盟している場合には、これら団体は、その組合員に関連する協約・協定を交渉し、締結するためには、必ず協議しなければならない。

第13条

連合は、その地理的管轄内において、公権力にたいして、ならびに、公的なあるいは私的な諸機構にたいして、同盟の代表権能を行使する。

連合は、その管轄に属する種々の組合あるいは組合支部の間に、同盟の団結に不可欠の関係を維持することを任務とする。

連合は、同盟およびその教義を周知させるように努める。

第14条

同盟の最高の機関は、大会である。大会は、同盟の活動を促進し、方向づけ、監督することおよびその運営に必要な、以下の諸機関を設置する任務を負う。

——同盟委員会：同盟の活動の方針および監督

——執行委員会：同盟の活動の実行

——審査委員会：同盟規約および内部運営規則の適用の監視

各機関の構成員は、技術者・管理職員、主任・技師、商事代理人という3職種の実員数を、可能なかぎり、反映しなければならない。技術者・管理職員、主任・技師のそれぞれの職種は、定員の三分の一を下回ることはない。

審査委員会は、これらの原則の正常な適用に責任を負う。

・大会

第15条 通常大会：権限

通常大会は、次のように開催される。

①選挙大会：3年ごとに、第2四半期中に、開催される。

②中間大会：選挙大会以降の15カ月日から21カ月目までの間の期間に開催される。

第16条 構成

大会は、加盟組織（第4条）および構成組織（第6・7条）の代表者から構成される。

代表者は、成年であり、公民権を享有しており、加盟組織のいずれかに所属しており、当該年度の組合費の納入日付の記入された組合員証を所持し、かつ労働立法に定められた諸要件を満たしていなければならない。

第17条

一の組織の代表者数が、加盟組織全体の代表者総数の30%を越えることはできない。

組合員が100名に達しない加盟組織は、この数字を満たすために、通算し、1名の代表者を送ることができる。

各組織の組合員数として算定されるのは、大会が開催される年度に先立つ3暦年のために支払われた組合員証紙の四分の一の年平均に等しい数字とする。

第18条

各地方連合は、1名の代表者を任命する。

各県連合は、組合員数に応じて、代表者を任命する。

第19条

構成組織は、4名の代表者を任命する。

FNASFERの代表者は、その職業生活を通じて少なくとも5年の期間、同盟に所

属していたことを証明できなければならない。

第23条 投票

いかなる代議員も、自己のものを含み5票以上の投票権を行使できない。

第25条 臨時大会 権限

臨時大会は、以下の事項について審議することを目的とする。

——規約の修正

——加盟組織の除名もしくは地方、県あるいは構成組織の解散

——同盟の解散

第28条 投票

臨時大会は、相対多数によって、決定するが、規約修正に関しては、投票数の三分の二以上の賛成によって決定し、同盟の解散に関しては、出席あるいは代理代議員の四分の三以上の賛成によって決する。

・同盟委員会

第29条

同盟委員会は、大会と大会の間の期間、大会の決定および方針の枠内において、同盟の活動の方向づけおよび監視の任務を果たす。

第30条

同盟委員会の諸決定の実践は、同盟議長および執行委員会の責任に属する。

第32条

一の組織の代表者数が、加盟組織全体の代表者総数の30%を越えることはできない。所属組合員が250名に達しない組織については、この数字を満たすために、他組織と通算し、1名の代表者を送ることができる。

第33条

各地方連合は、それを構成する県連合との合意にもとづき、代表者を任命する。代表者は、異なる県連合の出身であるようにする。

第34条

UNICI、UNIATAおよびFNASFERはそれぞれ、同盟委員会に2名の代表者を選出する。

FNASFERの代表者は、その職業生活を通じて少なくとも5年の期間、同盟に所

属していたことを証明できなければならない。

第36条

同盟委員会の委員は、成人であり、公民権を享有しており、労働立法によって定められた要件を満たしており、加盟組織のひとつに属しており、その加盟組織あるいは構成組織によって推薦されており、かつ、当該時期の組合費納入日付の記入済みの組合員証を所持していなければならない。

第37条 招集

同盟委員会は、年に少なくとも5回、開催される。

・執行委員会

第44条 権限

執行委員会は、執行権を行使する合議機関である。

執行委員会は、全国事務局の8名の委員と、少なくとも18名の全国代表団からなる。

執行委員会は、同盟委員会によって採択された諸決定の実践の責務を負う。

第49条 全国代表団

全国代表団は、事務局の提案にもとづき執行委員会によって決定される職務分担による任務を遂行する。

第50条 選出

執行委員会委員は、大会によって選出される。選出は、秘密投票によって行われる。

2人の候補者間で同数得票となり、一方からの立候補取り下げがない場合には、同盟への加盟歴の古い候補者が、当選を宣告される。

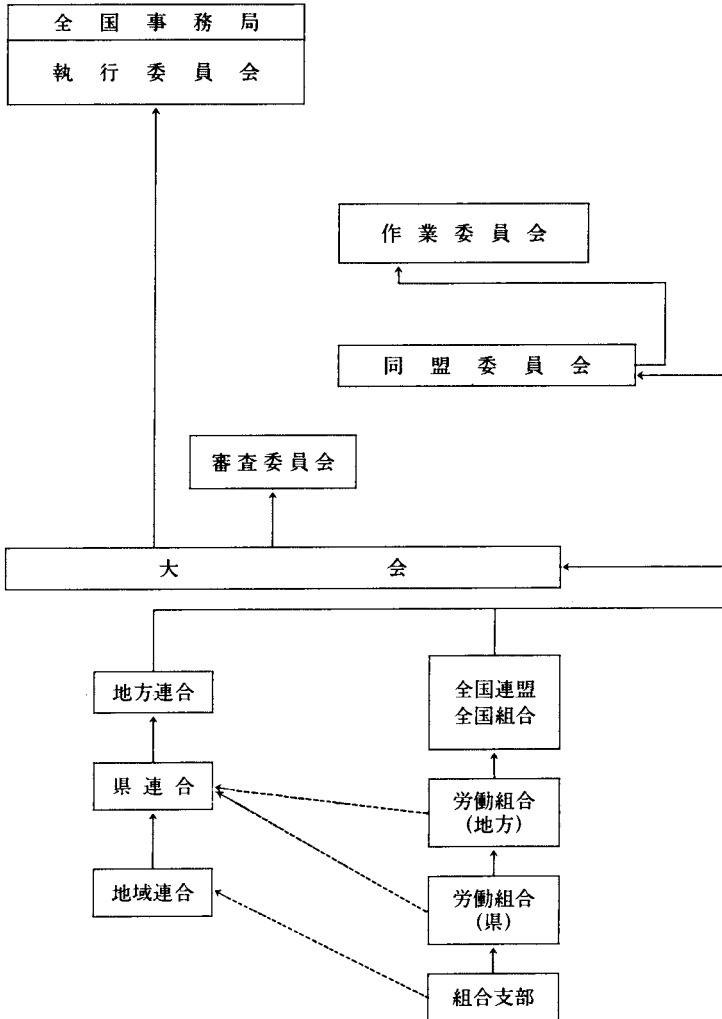
第51条 候補者の推薦

執行委員会委員の候補者は、そのものの属する加盟組織あるいは構成組織によって推薦されなければならない。各組織は、2名を越える候補者を推薦することはできない。

FNASFERによって推薦される候補者は、その職業生活を通じて少なくとも5年の期間、同盟に所属していたことを証明できなければならない。

ただし、執行委員会の任期満了委員は、少なくとも四つの異なる加盟組織あるいは構成組織に属する100名の大会代表者の署名を含む推薦名簿を集めれば、この予備的要件を免除されることができる。要請された加盟組織あるいは構成組織は、集めるべき署名の三分の一を越えて、1人の候補者に与えることはできない。

参考図⑤ CGC組織図



出所：Faites connaissance avec la Confédération Française de L'Encadrement, p. 15, Jean-Louis Birien, op. cit., p. 148.

第52条 運営

執行委員会は、通常の会議を3週間毎に、開催する。

執行委員会の各委員は、欠席の場合には、他の委員によってのみ代理させることができるが、どの委員も、自己のものを含め3票を超える票数を有することはできない。

・全国事務局**第45条**

全国事務局は、議長を補佐する。事務局は、執行委員会によって作成される全般的方針の実行のための常設機関である。

事務局は、同盟の適切な運営に必要ないっさいの行為をなす。

第46条

事務局は、同盟議長・書記長・財政部長および財政副部長を含む6名の全国書記から構成される。

第53条

事務局は、執行委員会が開催される週を除いて、週に1回、開催される。

事務局の各委員は、欠席の場合には、他の委員によってのみ代理させることができるが、どの委員も、自己のものを含め2票を超える票数を有することはできない。

⑥ FEN**第5条**

大会と大会の間の期間、連盟は、全国評議会（3カ月毎に開催）および全国事務局（毎月開催）によって、運営される。

大会の決議事項およびこれらの機関によってなされた決定は、連盟執行委員会により、実行される。

第6条

全国評議会は、全国組合により任命された代表者、および大会での投票に際して、方針動議を提出した組合内諸潮流の推薦にもとづき選出される委員から構成される。委員数の配分は、比例配分方式にしたがって、その投票結果に按分比例してなされる。

第8条

全国事務局は、大会での投票に際して、方針動議を提出した組合内諸潮流の推薦にもとづき選出される委員から構成される。委員数の配分は、比例配分方式にしたがって、

その投票結果に按分比例してなされる。

第9条

方針勧議を提出する組合内諸潮流はすべて、全国評議会への候補者推薦名簿および全国事務局への候補者推薦名簿を、同時に提出しなければならない。

第11条

全国事務局は、書記長および財政部長を選出する。全国事務局は、その内部で、執行委員会を多数決で任命する。

執行委員会は、その任務の遂行のために、必要に応じて、全国事務局との合意のもとに、全国評議会の委員の中から選出される書記を執行委員会に加えることができる。

第13条

いかなるものも、全国評議会、全国事務局あるいは執行委員会の委員たる資格を、連盟の諸活動以外において、利用することはできない。

労働組合の役職と政治的職務との兼任は、内部運営規則により定められる条件のもとで、禁止される。

・大会

第14条

連盟大会は、3年毎に開催される。

第15条

大会において、各組合員は、その所属する全国組合を通じて、他方では、県支部を通じて、二重の代表権を有する。

(内規) 第32条 投票権の決定

県支部は、所属組合員65名毎に1票の投票権を有する。

(内規) 第33条 県支部の投票権

各県支部の投票権は、少なくとも活動報告および方針に関する採択に関しては、県段階で表明されている投票結果に応じて、配分される。

1) 県支部の投票権の一定割合(全体の50%を下回ることはできないが)は、県内に組織されている各全国組合の県支部に、実員に応じて、配分される。各全国組合の県支部は、その独自の基準にしたがって、その投票を配分する。

いかなる労働組合も、投票権数の49%以上を、単独で、保有することはできない。

FENの県支部の実員の10%を上回る実員を有する労働組合はすべて、最高その実員の比率の80%に相応する投票権数を保有する。

小さな労働組合の実効的な代表権を可能とするために、全国段階の投票権が、県段階の投票権に移行される。

2) 県支部の投票権全体が、全国組合の県支部に配分されない場合には、残りの投票権の配分は、郵送、個別および秘密の投票による、その県のFENの全組合員の義務的な協議にもとづく。

(内規) 第34条 投票方法

a) 投票用紙：投票用紙は、FEN支部によって、各所属組合員に送付される。

b) 開票：いかなる投票も、FENの県支部以外のところにおいては、開票されえない。名簿点検・投票の点検（投票者の組合籍の確認）が、全国組合からの立会人とともに、FEN県支部において行われる。名簿点検・確認がなされた後、封筒が混ぜ合わされ、開票は全体一括および匿名でなされる。

(内規) 第36条 県代表団

県代表団は、投票権全体との関係から、比例配分および最大平均方式により、構成される。

・連盟全国評議会

(内規) 第12条

全国組合はすべて、大会での投票権を持つとともに、その投票権数に比例して、全国評議会に代表を派遣する。

各労働組合の代表権数は、大会において全国組合に付与される投票権総数にたいして、その労働組合が有する投票権の百分率に等しいものとする。

(内規) 第14条

方針案とともに、組合内諸潮流によって提出される名簿は、全国組合の代表者の総数の半数に等しい候補者数を必ず含まなければならない。

(内規) 第15条

組合内諸潮流の資格から選出されている正委員の死亡あるいは辞職の場合には、その補充者は、当該潮流によって、提出されている名簿にもとづき、あるいは代理委員の中から、選ばれる。

(内規) 第20条

全国評議会は、その内部に、研究委員会を設置する。

組織委員会および紛争委員会が、評議会によってその内部で任命される25名の委員から構成される。評議会に代表を送っている組合内諸潮流がそれぞれ、1議席を有し、残りは、最大平均方式によって、比例配分される。

組織委員会は、新しい労働組合の加盟、各組合の組織対象範囲の変更、および内部運営規則の変更についてその見解を示すことが求められる。同委員会は、内部運営に関する他のすべての問題について諮問されることがある。

紛争委員会は、全国事務局からの付託にもとづき、特に県支部の内部運営、連盟加盟組織の運営、組織対象範囲に関するすべての紛争についてその見解を示すことが求められる。同委員会は、全国組合の内部運営に属する問題については権限を有しない。

・連盟全国事務局**(内規) 第24条**

全国事務局は、規約第8条の要件により選出される35名の委員から構成され、書記長の招集により、毎月開催される。

(内規) 第25条

事務局は、全国評議会の会議と会議の間の期間、連盟の責任機構となる。事務局は、大会によって決定された方針の適用のために、評議会で定立された方向にしたがって、いっさいの決定をなす。

・全国執行委員会**(内規) 第29条**

全国執行委員会は、全国事務局によってなされた決定を執行する。同委員会は、その権限の枠内で、日常的に、いっさいの発議を行う。

・全国組合・県支部**第4条**

県支部は、全国規約および内部運営規則に合致したその内部運営規則を作成する。県支部は、連盟大会の準備のための大会を開催する義務を負う。

学区あるいは地方の次元での参加を調整するために、同一の学区あるいは同一の地方

の県支部間の連絡会議が、全国事務局の勧告にもとづき、開催される。

(内規) 第4条

全国組合および県支部の活動は、連盟の諸決定の枠内で、自由に遂行される。

(内規) 第5条

県支部は、定期的に行われる運営委員会(CA)(審議機関)および事務局(執行機関)を備えなければならない。

運営委員会は、その県内に組織されている全国組合の県支部の代表権を公平に考慮して、構成されなければならない。

運営委員会は、以下のいずれかの方法で、構成される。

—全国組合により任命される代表者だけから構成される。

—あるいは、その一部は、全国組合により任命される代表者により構成され(CA定員の少なくとも50%)、他は、組合内諸潮流の名簿にもとづき、県支部の加盟組合員全体により選出される代表者から構成される。

(内規) 第7条

県支部の統制のもとに、各地域において望ましい場合には、FEN加盟労働組合の地域的に対応する組織間での連絡組織が設けられなければならない。

FENの複数の労働組合の支部が併存している施設あるいは部門のそれぞれにおいては、FEN県支部の統制のもとに、これら労働組合の対応する組合支部の間で必要な連絡組織が設けられなければならない。

(内規) 第8条

学区あるいは地方段階の連絡機構(規約第4条)は、その学区あるいは地方の範囲内に所在する県支部の書記長、もしくはその代理人によって構成され、各県支部が1票の投票権を持つ。

この会議は、以下のいずれかの方法で、学区当局あるいは地方当局にたいして参加し、必要に応じて、この段階での組合活動を組織することができる。

—学区あるいは地方に係わる性格を有し、かつ県支部の管轄に属する問題に関して、一致した決定によって

—あるいは、全国的な見解を検討し、全国的機関によって決定された活動を促進するために、連盟全国事務局からの委託にもとづき

